

予期せず家計が急変し、収入が減少した世帯へ

5万円の「緊急支援給付金」

あだち生活・暮らし臨時給付金

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援
【家計急変世帯分】

1. 対象世帯

次の①②③のいずれにも当てはまる世帯

- ①予期せず家計が急変し、収入が減少した足立区の住民
 - ②令和4年1月から令和4年12月までのいずれか1か月の収入を1.2倍した額が、**住民税非課税水準**であること（世帯全員がそれぞれ住民税非課税水準）
 - ③あだち生活・暮らし臨時給付金（電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援【住民税非課税世帯分】）の対象世帯ではないこと
- ※ 令和4年9月30日以降の、同住所における親族の世帯分離は同一世帯とみなし、一方の世帯へのみ支給します

2. 支給金額

1世帯あたり **5万円**

3. 申請期限

令和5年1月31日（火）消印有効

※ 申請方法は、裏面をご確認ください

【お問い合わせ先】

あだち生活・暮らし臨時給付金ダイヤル

0120-247-035 受付時間 平日の午前9時から午後8時まで



〒120-8510 足立区中央本町1-17-1

4. 申請方法

給付金の支給を受けるには、申請手続きが必要です。
申請書類を、下記申請先まで郵送してください。

【申請書の受け取り方法】

- ① 区のホームページからダウンロード
- ② 区役所本庁舎、区民事務所(16か所)、福祉事務所(5か所)、
くらしとしごとの相談センター(本庁舎別館1階)、
地域包括支援センター(25か所)で受取

【申請先】

〒120-8510 足立区中央本町1-17-1
足立区役所 生活・暮らし臨時給付金担当課



【申請期限】

令和5年1月31日(火) 当日消印有効

5. 申請に必要なもの

世帯の状況により申請に必要なものが異なります。

- ・ 申請書
- ・ 申請者の本人確認書類の写し(コピー)(いずれか1つ)
(運転免許証、マイナンバーカード(表面)、健康保険証 等)
- ・ 振込口座のわかる通帳・キャッシュカードのコピー
- ・ 収入見込額の申立書
- ・ 家計急変後の1か月の収入がわかる書類
(給与明細書、年金振込通知書 等)

【ご注意ください】

- ・ 申請後、支給までに1~2か月程度かかります
- ・ 給付金を受け取った後に受給資格がないことが判明した
場合、返還していただきます